埼玉県立日高特別支援学校

いじめ防止基本方針

令和８年　１月　３０日 策定
埼玉県立日高特別支援学校

目　　次

はじめに ・・・

はじめに

いじめ防止対策推進法第 13 条に基づき、学校重点目標である「児童生徒が健康でいきいきと学習できる安全安心な教育環境づくり」のため、また、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために本方針を策定するものである。
なおこの基本方針は、『いじめ防止対策推進法』(平成 25 年法律第 71 号)、『埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針』(令和 7年 8 月改定)に基づき、本校の実情を鑑みて定めたものである。

第１　いじめの未然防止のための取組

全職員がいじめ問題等に意識を向け、「いじめは本校の児童生徒にも起こる可能性がある」「いじめは絶対にゆるさない」との認識の下、児童生徒の障害の状況にかかわらず、児童生徒の実態把握を丁寧に行い、すべての在籍児童生徒が「安全・安心」に学校生活が送れるよう、企画委員会や生徒指導部、養護教諭を中心とし、以下の取組を計画的に実施し併せて評価・改善を行っていく。

（１）教育活動全般を通して、命の大切さや集団生活のルールなど道徳心の育成を図る。
（２）生徒指導部は、児童・生徒会活動などを通して、児童・生徒自身の主体的ないじめ防止活動を推進し、人権教育の観点から「いじめ防止」「いじめ根絶」に取り組む。
（３）いじめ対策組織として「いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめの未然防止のほか、早期発見、解決への取組や、被害児童生徒や加害児童生徒への指導・措置等を組織的・継続的に行う。
（４）日ごろの指導や連絡帳等を通して、児童生徒や家庭の状況把握に努める。
（５）欠席等が続く場合は、該当児童生徒への聞き取りや保護者への連絡を行って迅速かつ丁寧な対応を心掛けるとともに、教職員間での情報共有に努める。
また、必要に応じて心理、福祉、医療等の関係機関との連携を図る。
（６）教育委員会よりの通知やリーフレット等の配布を通して、いじめの防止等のための保護者や地域社会の役割や対応についての啓発を図る。

第２　いじめ早期発見への取組

本校では、目指す学校像として「児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばし、保護者や地域の信頼に応える学校」を掲げ、その基本理念のもと、「安全・安心な教育環境づくり」を重点課題の一つとしている。

そのため、全職員がきめ細やかな実態把握や状況観察を心がけ、児童生徒の日々のささやかな成長や変化に気づき、担任団や指導グループ・学部等で情報共有し、心配な事柄には速やかに対応する意識をもつ。

また、各関係部署等は、以下の取組を実施していく。

（１）年２回（１０月、２月）の個別面談等の機会を通して、児童生徒・保護者にアンケート又は聞き取り調査を実施する。

（２）養護教諭を中心として、児童生徒の健康観察を日常的に把握し、児童生徒の相談窓口としてのみならず、保護者からの相談にも耳を傾け、寄せられた情報をもとに適切に対応する。また、精神性の疾患が疑われる場合、児童生徒の健康相談を行い、必要に応じて、学校精神科医への健康相談を設定する。心療内科等の医療機関につなぎ適切な医療を受けられるよう支援する。

（３）担任が連絡帳や保護者の訴えなどから不安があると思った場合には早期に特別支援教育コーディネーターに相談にあたるとともに、状況によって専門機関との連携を図る。

第３　いじめ問題等に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校ではいじめ問題対策委員会を設置する。

【構成員】

本委員会は、本校の企画委員会、生徒指導主任、生徒指導副主任、養護教諭で組織し、問題等の実情、個々の事案に応じて学級担任、グループ教員等が参加できるようにする。必要に応じて、心理や福祉の専門家や行政機関、弁護士、医師、警察、PTA、地域の方などの参加を図りながら対応していく。

【活動内容】

・いじめ等の未然防止にかかる取組

・実態把握に基づき、いじめ等を発見または、疑わしいと気づいた場合に、個々の事案について対応を検討する。

・教職員、保護者への意識啓発の取組

校内組織図

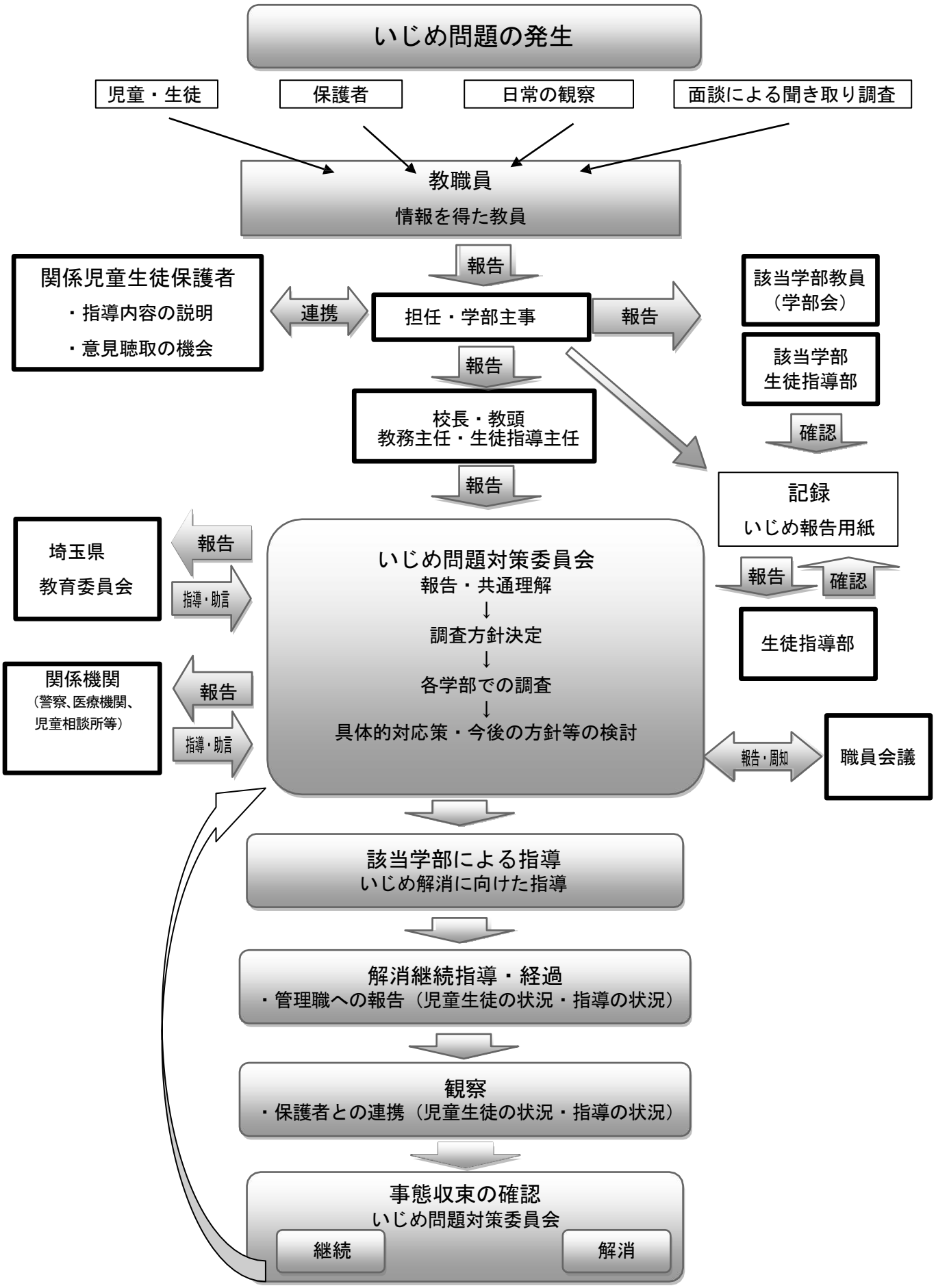
いじめ問題の発生
児童・生徒
保護者
日常の観察
面談による聞き取り調査
教職員
情報を得た教員
報告
関係児童生徒保護者
・指導内容の説明
・意見聴取の機会
連携
担任・学部主事
報告
該当学部教員
（学部会）
該当学部
生徒指導部
確認
報告
校長・教頭
教務主任・生徒指導主任
報告
記録
いじめ報告用紙
報告
確認
生徒指導部
埼玉県
教育委員会
報告
指導・助言
関係機関
（警察、医療機関、
児童相談所等）
報告
指導・助言
いじめ問題対策委員会
報告・共通理解
↓
調査方針決定
↓
各学部での調査
↓
具体的対応策・今後の方針等の検討
報告・周知
職員会議
該当学部による指導
いじめ解消に向けた指導
解消継続指導・経過
・管理職への報告（児童生徒の状況・指導の状況）
観察
・保護者との連携（児童生徒の状況・指導の状況）
事態収束の確認
いじめ問題対策委員会
継続
解消

第４　いじめ防止対策推進法第２８条における「重大事態」への対応

【重大事態の意味】

第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

たとえば、以下に示す状態あるいは同様の状態と判断した場合

・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合

第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、県立学校及び私立学校の設置者又はその設置する学校の判断により、迅速に調査に着手する。

「いじめられて重大事態に至った」という申し立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

「重大事態」については全職員がその意味を理解し、第３に示すいじめ問題対策委員会において調査を実施する。調査結果については、法２８条２項に基づき保護者に対して適切に提供するとともに、埼玉県教育委員会を通じて県知事に報告する。犯罪行為については直ちに警察と連携して対応する。

第５　年間計画

	年間計画	
４月	教職員・保護者へのいじめ防止基本方針周知	＜通年実施＞ ・道徳などの授業 ・委員会活動（小高以上） ・学校生活全般 ・事案発生時、いじめ問題対策委員会開催
５月		
６月	第１回いじめ問題対策委員会 人権作文募集	
７月	人権教育研修（隔年実施）	
１０月	個人面談による情報収集（いじめアンケート）	
１１月	第２回いじめ問題対策委員会 生徒指導体制点検実施	
１２月		
１月		
２月	個人面談による情報収集（いじめアンケート）	
３月	第３回いじめ問題対策委員会	